

諮問番号：平成25年諮問第1号 諮問日：平成25年 1月11日
答申番号：平成24年度答申第7号 答申日：平成25年 2月 8日
件名：「立番に関する件」の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「立番に関する件」につき、その全部を不開示としたことは妥当である。

第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条に基づく「立番に関する件」（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、平成24年8月31日付け参庶文発第43号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が開示しないとしたことについて、その取消しを求め、本件対象文書を開示すべきというものである。

2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）苦情の申出書

事務局は不開示理由として、本件対象文書は、議長警察権に基づき議院の秩序を維持するため、警務部が実施する院内における警備の詳細を個別具体的に記録した文書であり、本件対象文書を公にすると、警備体制が明らかとなり、院内への不法な侵入及び院内での不法な活動を容易ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧等に支障を及ぼすおそれがあり、本件対象文書に記録されている情報は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「法」という。）第5条第4号）に相当することから、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するとして全部不開示決定を行ったが、本件対象文書は以下の理由により不開示理由には相当しない。

事務局は不開示理由として、法第5条第4号の「公共安全等に関する情報」を掲げているところ、本号の趣旨は、開示又は不開示の判断に専門的かつ技術的判断を要するなどの特殊性があることから、行政機関の長の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されている。しかしながら、同号に該当するとして不開示とした判断が合理性を欠く場合には、本号に該当するとは認められないというべきである。

事務局は過去に、議長警察権並びに院内における警備に関する事務局文書を開示しており、立番に関しても、例えば、衛視執務規程（昭和47年8月14日事務総長決定）等に配置箇所や任務が記載されている。また、院内及び国会関連施設等は、衛視及び派出警察官等の厳重な

警備の下にあり、仮に本件対象文書が開示されたとしても院内への不法な侵入及び院内での不法な活動は困難であり、犯罪の予防、鎮圧等に支障を及ぼすとは考えられず、合理性を欠いている。

したがって、本件対象文書は法第5条第4号には相当せず、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当しないことから、開示されるべきである。

(2) 意見書

事務局は、理由説明書において、本件対象文書には、参議院の内部又は周辺における衛視の立番箇所の具体的位置及び見張区域が詳細な見取図と共に記載されているだけでなく、各立番箇所における職務遂行上の細部の事項も記載されており、本件対象文書に記載されている情報を公にした場合、参議院の内部又は周辺における警備体制が明らかとなつて、事犯を企図する者が警備の間隙をぬって院内への侵入又は事犯を敢行するなど不法な活動を容易ならしめることとなり、犯罪の予防、鎮圧、国会の秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張する。

衛視の立番箇所については、先に苦情申出書において主張したとおり、衛視執務規程等に記載されているところである。また、具体的位置及び見張区域については、院内に面会、傍聴及び参観等で出入りする者であれば容易に把握することができる。また、院内の見取図は、事務局が議員及び秘書等の職務遂行の便に供するため刊行し、国立国会図書館において一般の閲覧が可能な「参議院議員のしおり（平成22年版）」に記載されており、これらを併せることにより、立番箇所の具体的位置及び見張区域は、容易に把握することができる。

したがって、本件対象文書を公にしたからといって直ちに犯罪の予防、鎮圧、国会の秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれがあるとは言い難く、また、院内及び国会関連施設等は、衛視及び派出警察官等の厳重な警備の下にあり、仮に本件対象文書が開示されたとしても事犯を企図し、警備の間隙をぬって院内への不法な侵入及び院内での不法な活動は困難であり、犯罪の予防、鎮圧等に支障を及ぼすとは考えられない。よって、法第5条第4号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」には相当しない。

また、事務局は、理由説明書において、本件対象文書には、警務部が警備を実施する上での着眼点、判断基準、考慮すべき事項も記載されており、本件対象文書に記載されている情報を公にした場合、院内での不法行為を企図する者が院内の秩序維持に関する警務部の対応を分析・検討して、その着眼点等を回避するような、より巧妙かつ不正な対策を講じることが可能となり、警務部が行う院内の秩序維持に関する事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると主張する。

しかしながら、過去に開示された他の事務局文書には、立番等の警備に当たつての留意事項等が記載されている（衛視執務規程第11条等）。事務局は本件対象文書に記載されている情報はより具体的なものであつて、他の事務局文書に記載されている情報と同列に判断できるものではないと主張するが、既に開示された他の事務局文書の内容をも加味して判断する必要がある。これらの情報から推察するに、本件対象文書を公にしたからといって直ちに警務部が行う院内の秩序維持に関する事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるとは考えにくい。

したがって、本件対象文書に記載されている情報は法第5条第6号柱書きの「国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当

該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には相当しない。

以上のことから、本件対象文書に記載されている情報は、法第5条第4号及び同条第6号柱書きには相当せず、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当しないことから、開示されるべきである。

第3 事務局の説明の要旨

1 本件対象文書

本件対象文書は、事務局警務部警務課が保有する文書であって、議長警察権に基づき議院の秩序を維持するため、警務部が実施する院内における警備の詳細を個別具体的に記録したものである。

2 不開示理由の要旨

本件対象文書を公にすると、警備体制が明らかとなり、院内への不法な侵入及び院内での不法な活動を容易ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧等に支障を及ぼすおそれがある。本件対象文書に記載されている情報は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」（法第5条4号）に相当する。よって、本件対象文書に記載されている情報は規程第4条3号に定める事務局不開示情報に該当することから、不開示とした。

3 苦情申出人の主張に対する所見

本件対象文書には、参議院の内部又は周辺における衛視の立番箇所の上記具体的な位置及び見張区域が詳細な見取図と共に記載されているだけでなく、各立番箇所における職務遂行上の細部的事項も記載されている。

本件対象文書に記載されている情報を公にした場合、参議院の内部又は周辺における警備体制が明らかとなつて、事犯を企図する者が警備の間隙をぬって院内への侵入又は事犯を敢行するなど不法な活動を容易ならしめることとなり、犯罪の予防、鎮圧、国会の秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書に記載されている情報は、法第5条第4号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に相当する。

また、本件対象文書には、警務部が警備を実施する上での着眼点、判断基準、考慮すべき事項も記載されている。

そのため、本件対象文書に記載されている情報を公にした場合、院内での不法行為を企図する者が院内の秩序維持に関する警務部の対応を分析・検討して、その着眼点等を回避するような、より巧妙かつ不正な対策を講じることが可能となり、警務部が行う院内の秩序維持に関する事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがある。

したがって、本件対象文書に記載されている情報は法第5条第6号柱書きの「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも相当する。

以上のことから、本件対象文書に記載されている情報は、規程第4条第3号に定める事務局不

開示情報に該当するため、不開示とすべきものとする。

なお、苦情申出人は、過去に開示された他の事務局文書に立番配置箇所や任務が記載されていることを指摘しているが、本件対象文書に記載されている情報はより具体的なものであって、他の事務局文書に記載されている情報と同列に判断できるものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①平成25年 1月11日 諮問の受理
- ② 同月18日 苦情申出人から意見書を收受
- ③ 同月22日 事務局の職員(警務部警務課長)からの説明の聴取及び調査(本件対象文書の見分を含む。)・審議
- ④ 2月 8日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件対象文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおりであって、表題を「立番に関する件」とする事務局文書である。

事務局が、本件対象文書に記載されている情報は「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」(法第5条第4号)に相当し、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当することを理由に、本件対象文書を不開示としたところ、苦情申出人から苦情の申出がなされた。

2 事務局不開示情報該当性

衆議院及び参議院からなる国会は、政治中枢としての機能を有する国の重要機関である。そのため国会には、衆参両院議長、内閣総理大臣など多数の要人が恒常的に出入りしている。その一方で、傍聴や参観などに訪れる不特定多数の者の出入りもあるという特殊性を持つ施設である。事務局警務部に所属する衛視は、こうした国会の性格を踏まえて院内の秩序維持に努めることを求められている。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、立番箇所の具体的位置、職務遂行上の細部的事項等が専門性をもって記載されており、その内容は詳細かつ具体的なものであると確認された。

衛視の職務の執行に関し必要な事項を定めている衛視執務規程第7条第1項は、立番に関して「諸般の取締りに当たる」と規定し、広範な取締りを行うこととしている。このように立番における取締りの内容を広範なものとしている趣旨は、立番業務の具体的内容が国会情勢など様々な事情によって変化するものであって、国会の特殊性に鑑み、専門性、技術性をもって定められる必要があるためと考えられる。

また、本件対象文書は、衛視執務規程第7条第2項ただし書において「建物内要所又は会議室内要所の配置箇所は、別に定めるところによる」と規定されていることを受けて、下位規程として定められたものである。このような法的構造から見ても、本件対象文書の内容には専門的、技術的裁量性が認められる。

参議院の警備体制は、立番などの人的警備と、それを補完する防犯カメラなどの機械的警備

から構成されており、これら両者が一体となって総合的に機能している。

参議院の警備体制の中核である立番に関し、その詳細な情報を公にした場合、立番の死角となりうる箇所が明らかになるなど、立番の効果を失わせ、結果として立番以外の警備体制の効果をも失わせることにつながる。このような事態は参議院の警備体制全体に影響を与えかねず、事犯を企図する者の不法な活動を容易ならしめるおそれがあると言える。また、過去において、政治的意図を有する事犯、警備の間隙をついた事犯及び不正な侵入例が発生していることが認められる。

以上のような国会の性格、本件対象文書に記載されている情報の性質及び参議院の警備体制全体に与える影響に鑑みれば、本件対象文書の開示又は不開示の判断に、犯罪の予防等に関する将来予測をも前提とした専門的かつ技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。よって、事務局の長が本件対象文書を公にすることにより犯罪の予防、鎮圧、国会の秩序維持に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことは不合理なものとは言えない。

したがって、本件対象文書に記載されている情報は法第5条第4号に該当し、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するものと認められる。

なお、事務局は法第5条第6号柱書き該当性についても主張するが、本件対象文書に記載されている情報は同条第4号の不開示情報に該当するので、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもない。

また、本件対象文書に記載されている情報は、全体として機能しており、一体として考えるべきものと認められることから、規程第5条第1項による部分開示の余地もない。

3 本件対象文書を不開示としたことの妥当性

以上のことから、本件対象文書を不開示としたことは妥当であると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、中島肇